

枚方市無電柱化推進計画の策定について

土木政策課

1. 政策等の背景・目的及び効果

災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、平成 28 年（2016 年）12 月に無電柱化の推進に関する法律が施行されました。これに伴い、道路事業や市街地開発事業等の実施に際しては、技術上困難と認められる場合を除き、道路内への新たな電柱の設置が禁止されるなど、無電柱化が推進されてきましたが、近年、災害の激甚化・頻発化による「都市防災の向上」や高齢者の増加等による「安全で快適な歩行空間の確保」などの観点から無電柱化の必要性が高まっています。

この法律の第 8 条では、市町村は、国及び都道府県がそれぞれ定める無電柱化推進計画を基本として、市町村における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱化推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

本市においては「都市防災の向上」や「安全で快適な歩行空間の確保」などの観点に加え、枚方市駅周辺をはじめとする市街地開発事業によるまちづくりの具体化が進められている状況を踏まえ、市内において効率的で計画的に無電柱化を推進できるよう枚方市無電柱化推進計画の策定に取り組むものです。

2. 内容及び実施方法等

(1) 枚方市無電柱化推進計画（案）について

- ・ 枚方市無電柱化推進計画（案）（資料1）
- ・ 枚方市無電柱化推進計画（案）概要版（資料2）

(2) パブリックコメントの実施について

募集期間：令和4年（2022年）12月7日から令和4年（2022年）12月26日まで

実施方法：ホームページによる入力フォーム、意見回収箱、郵送、電子メール等

周知方法：広報ひらかた、ホームページ、SNSへの掲載等

結果公表：令和5年（2023年）3月下旬予定

配布資料：意見提出のご案内（資料3）

3. 実施時期等（今後のスケジュール）

令和4年（2022年）11月 本計画（案）を建設環境委員協議会へ報告

12月 パブリックコメントの実施

令和5年（2023年）2月 パブリックコメントの結果を建設環境委員協議会へ報告

3月 本計画の策定・公表及びパブリックコメント結果の公表

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

- ・ 基本目標 安全で、利便性の高いまち
- 施策目標 4 安全で快適な交通環境が整うまち
- 施策目標 5 快適で暮らしやすい環境を備えたまち



5. 関係法令・条例等

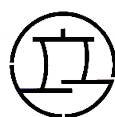
無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）

枚 方 市
無 電 柱 化
推 進 計 画

(案)



令和 5 年(2023 年)3月

枚 方 市

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
第2章	無電柱化の目的と課題	3
1	無電柱化の目的	3
2	無電柱化の整備手法	4
3	無電柱化の課題	6
第3章	無電柱化の推進に関する基本方針・計画期間	7
1	基本方針	7
2	計画期間	7
第4章	無電柱化の推進に関する目標	8
1	対象道路の考え方	8
2	対象道路・目標	9
第5章	無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	10
1	占用制度の運用について	10
2	コスト縮減・事業のスピードアップ	10
3	水害被害を受けにくい整備	11
第6章	その他無電柱化の推進に関し総合的かつ迅速に推進するために必要な事項	12
1	住民理解の促進	12
2	関係者間の連携強化	12
3	計画の進行管理	12
別冊	参考資料	13
	無電柱化対象道路一覧表・位置図	14
	関係法令など	16
	用語解説	19

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

道路上の電柱や電線は、地震や台風等の自然災害時において、電柱倒壊や電線切断が発生した場合、避難や救助活動、物資輸送に支障をきたす恐れがあります。また、良好な景観を損なうだけではなく、歩行者や車いす利用者など安全で快適な通行の妨げにもなります。平成28年12月には、「災害の防止」、「安全かつ円滑な交通の確保」、「良好な景観の形成」等を図るため、「無電柱化の推進に関する法律（以降、「無電柱化法」という。）」が定められ、国におかれては、無電柱化法の規定に基づく「無電柱化推進計画」を平成30年に策定されました。また、大阪府におかれても平成30年に「大阪府無電柱化推進計画」を策定され、無電柱化の推進に取り組まれています。この無電柱化法第8条では、国及び都道府県がそれぞれ定める無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である「市町村無電柱化推進計画」の策定を、市町村の努力義務として定めています。

無電柱化の推進に関しては、無電柱化法第12条に基づき、道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、技術上困難と認められる場合を除き、道路内への新たな電柱の設置が禁止されるなど、国や大阪府などにおいて無電柱化が推進されてきましたが、近年、災害の激甚化・頻発化による「都市防災の向上」や高齢者の増加等による「安全で快適な歩行空間の確保」などの観点から無電柱化の必要性がより一層高まっています。

本市においては、「都市防災の向上」や「安全で快適な歩行空間の確保」などの観点に加え、枚方市駅周辺をはじめとする市街地開発事業によるまちづくりの具体化が進められている状況を踏まえ、効率的で計画的な無電柱化を推進するためには、市内全域における無電柱化の推進に関する方針を示す必要があります。

以上のことから、本市における無電柱化の推進に関する方針などを示した枚方市無電柱化推進計画（以下「本計画」という。）を策定することで、効率的で計画的な無電柱化を推進します。

2 計画の位置づけ

効率的で計画的な無電柱化を推進するため、本計画は、無電柱化法第8条に規定されている「市町村無電柱化推進計画」として、無電柱化に関する基本的な方針、計画期間、計画目標、施策など必要な事項を定めます。

また、国及び大阪府の無電柱化推進計画を基本に、枚方市の「第5次枚方市総合計画」を上位計画とし、関連する「枚方市都市計画マスタープラン」や「枚方市総合交通計画」、「枚方市地域防災計画」、「枚方市景観計画」等の行政計画との整合を図ります。

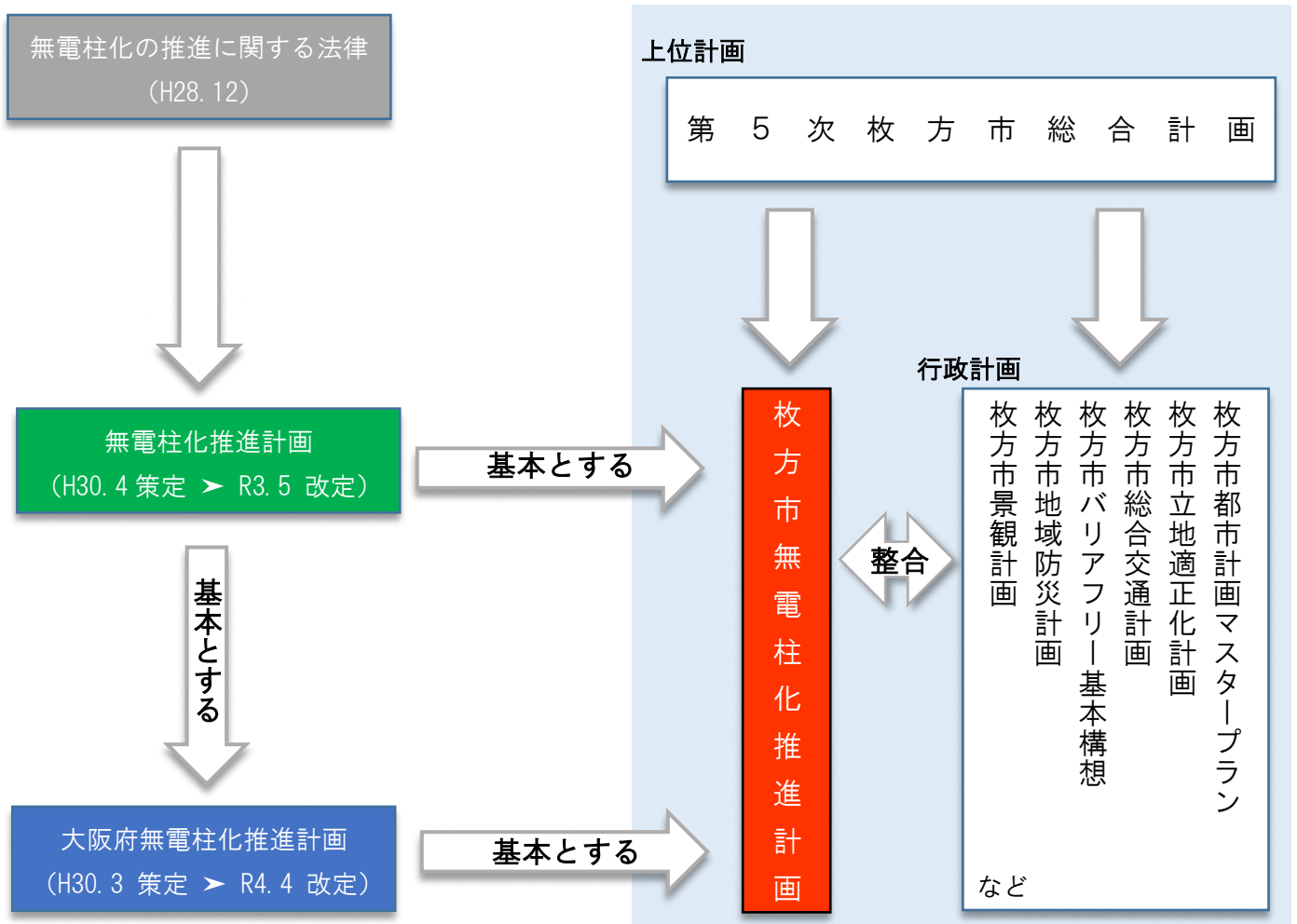


図 1-1 本計画の位置づけ

第2章 無電柱化の目的と課題

1 無電柱化の目的

(1) 都市防災の向上

地震や津波、台風等の自然災害時において、電柱が倒壊した場合、道路を閉塞する事態が発生し、避難や救急活動、物資輸送等に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、災害時において、緊急車両が通行する道路の通行機能の確保などに努めることは極めて重要であり、無電柱化を推進することで都市防災機能が向上します。



写真 2-1 泉南市道（泉南市）
（出典：大阪府無電柱化推進計画）

(2) 安全で快適な歩行空間の確保

歩道内の電柱は歩行者や車いすの利用者にとって、安全で快適な通行を妨げる恐れがあります。歩道のない狭い道路においても、路肩部を通行する歩行者が電柱を避けるため、車道にはみ出すなど、危険な状況もあります。

無電柱化を推進することは、誰もが安全で移動しやすい歩行空間が確保されるなど、バリアフリーの観点においても重要となります。



写真 2-2 市道 岡東山之上東一号線（枚方市）

(3) 良好な都市景観の確保

景観の阻害要因となる電柱や電線をなくすことで、良好な景観が形成され、まちの魅力向上につながります。



整備前



整備後

写真 2-3 京街道（枚方市）

2 無電柱化の整備手法

無電柱化の整備手法は、下図のように「地中化による無電柱化」と「地中化以外による無電柱化」に大別されます。「地中化による無電柱化」のうち、電線共同溝方式については、平成7年に「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」が施行され、道路管理者が無電柱化を実施する際の主な整備手法として、採用されています。

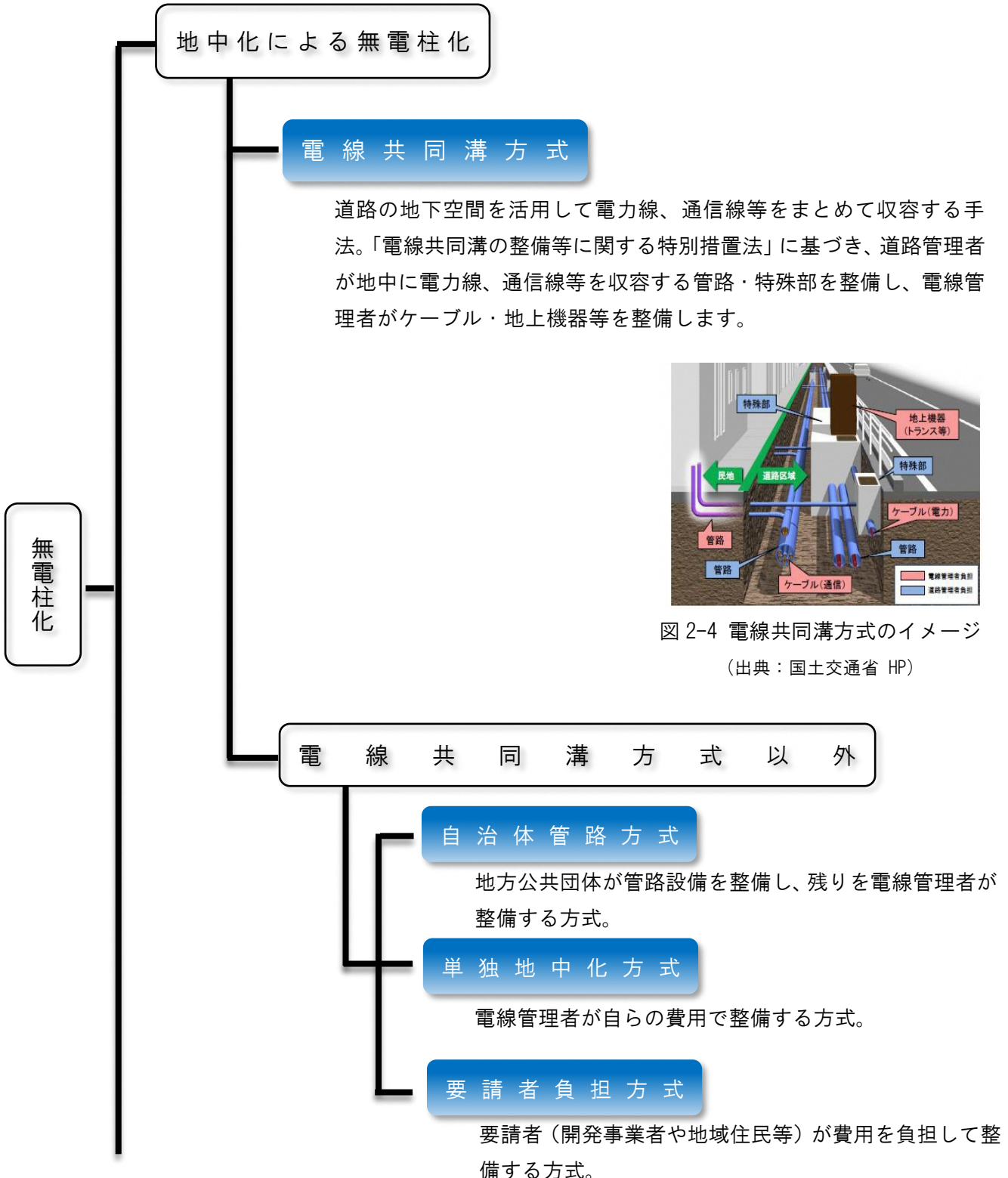


図 2-4 電線共同溝方式のイメージ
(出典：国土交通省 HP)

地中化以外による無電柱化

裏配線方式

主に主要道路の無電柱化を目的とした方式であり、裏通りに電線類を移すことで主要道路の無電柱化を図る手法。

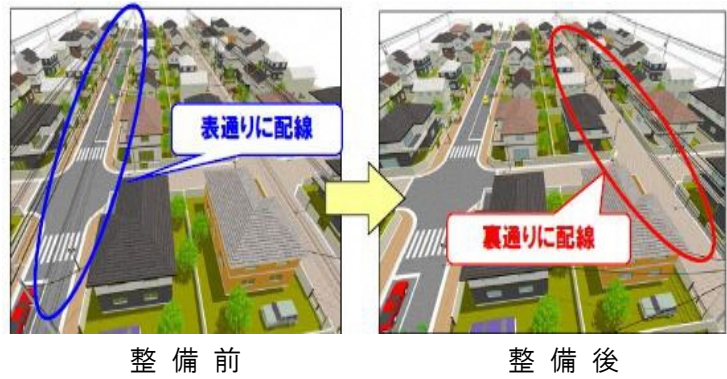


図 2-5 裏配線方式のイメージ

(出典：国土交通省 HP)

軒下配線方式

無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する手法。

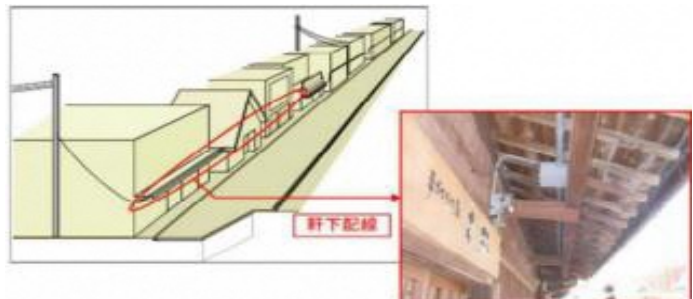


図 2-6 軒下配線方式のイメージ

(出典：国土交通省 HP)

③ 無電柱化の課題

電線共同溝方式による無電柱化整備事業を実施する場合、以下の2点が主な課題として考えられます。

課題1：整備コストが高い

電線共同溝の整備費は、施設延長（電線共同溝施設の延長）1km当たり、道路管理者負担が約3.5億円、電線管理者負担が約1.8億円で多額の費用を要します。（国土交通省調べ）

課題2：事業の長期化

限られたスペースの中での管路埋設の位置及び地上機器設置場所等の確保やその設置に伴う地域住民等との合意形成に時間を要します。また、道路管理者、複数の事業者（ガス、水道など地下埋設事業者、電線管理者）による事業調整及び施工（繰返し掘削等）に伴う工事の長期化や地域住民の負担を要します。

第3章 無電柱化の推進に関する基本方針・計画期間

1 基本方針

無電柱化については、「都市防災の向上」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の確保」の観点から、無電柱化の必要な道路において推進していく必要があります。

ただし、無電柱化事業は、一般の道路事業と比較して事業期間が長く、財政面での負担が非常に大きいため、効率的・効果的に整備していく観点から、関連する行政計画等を踏まえて無電柱化事業を行う対象道路を選定し、計画的に無電柱化を推進します。

また、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行わなければならない。（無電柱化法第2条）」の理念のもと、市民や関係者の協力を得て、無電柱化の推進を図ります。

2 計画期間

本計画では、計画期間を2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とします。

なお概ね5年後において、国や大阪府、本市における関連計画や事業の進捗状況などを踏まえ、中間見直しの実施を検討します。

年度 法律・計画等	平成			令和														
	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
無電柱化の推進に関する法律	●																	
国 無電柱化推進計画				5年間														
大阪府無電柱化推進計画				13年間（R4.4改定により3年間延長）														
枚方市無電柱化推進計画										10年間（※概ね5年後での中間見直しを検討）								

表 3-1 計画期間

第4章 無電柱化の推進に関する目標

1 対象道路の考え方

無電柱化の目的や基本方針などを踏まえ、本市が管理する道路を対象とし、以下の考えに基づき無電柱化を推進する道路を選定します。

(1) 都市防災の向上

災害時の救援活動、物資輸送を円滑に行うためには、緊急車両が通行する道路を確保することが重要であるため、広域緊急交通路の無電柱化を推進します。

(2) 安全で円滑な歩行空間の確保

高齢者や障害者などの安全かつ快適な歩行を確保するため、「枚方市バリアフリー基本構想」に基づく特定道路や生活関連経路のうち、(3)良好な都市景観の確保との相乗効果が図れる道路の無電柱化を推進します。

(3) 良好な都市景観の確保

枚方市景観計画において、景観重点区域内の歴史的環境整備ゾーンに位置し、歴史的景観や観光にぎわいの創出に寄与する道路について無電柱化を推進します。

また、都市再生緊急整備地域として指定されている枚方市駅周辺地区の市街地開発事業の無電柱化と併せて一体的に整備することが効率的・効果的な道路の無電柱化を推進します。

(4) 無電柱化法第12条に基づく整備

道路の新設、改築又は修繕に関する事業並びに市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される区域（影響範囲を含む）の道路については、無電柱化事業を一体的に実施することで、都市防災の向上や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の確保に寄与するため、無電柱化を推進します。

2 対象道路・目標

対象道路の考え方に基づき、無電柱化を行う道路を別冊 参考資料のとおり選定します。

現在無電柱化事業を実施している道路については、本計画期間内での整備完了を目標とし、その他の道路については、本計画期間内での事業着手を目標としますが、関連事業の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて適宜目標を見直します。

なお、今後の市街地開発事業等によるまちづくりの具体化などに伴い無電柱化事業を行う道路が明確になった際には、適宜本計画に追加します。

第5章 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 占用制度の運用について

1. 新設電柱の占用制限

道路法第37条及び無電柱化法第11条に基づき、国や大阪府が防災上の観点から緊急輸送道路などにおいて、新設電柱の占用制限を実施している状況を踏まえ、本市においても緊急輸送道路などを対象に電線管理者等関係者と協議の上、占用制限を実施します。

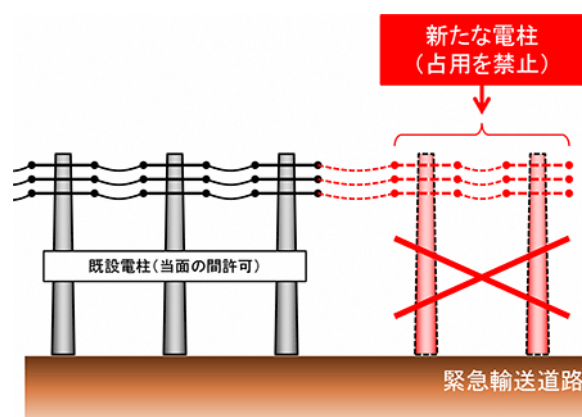


図 5-1 占用制限のイメージ

(出典：国土交通省 HP)

2. 既設電柱の占用制限や無電柱化に伴う占用料の減免措置

国において検討・実施が進められている既設電柱の占用制限や、無電柱化に伴う占用料の減免について、国や大阪府の動向を踏まえ、検討します。

2 コスト縮減・事業のスピードアップ

電線共同溝方式については、整備コストが高いことや、地下埋設物の移設にかかる工期の長期化が主な課題となっており、以下の取り組みを進めることで、無電柱化を推進します。

1. 既存ストックの活用

無電柱化区間に、電線管理者等が所有する管路やマンホール等の既存施設がある場合、これらの既存ストックを活用することで、埋設物の移設を回避するなど、効率的な整備に取り組みます。

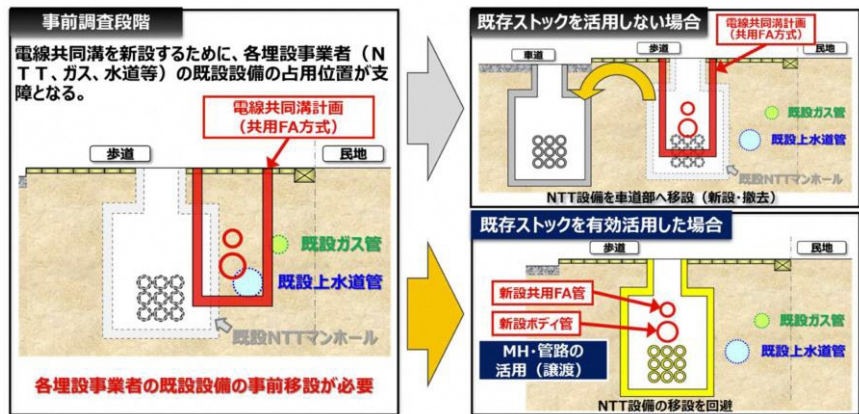


図 5-2 既存ストック活用（マンホール）のイメージ
 (出典：無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（案）)

2. 多様な整備手法の検討

国の動向や大阪府の取り組みなどを注視しながら、低コスト手法の活用など計画、設計、工事等の各段階において電線管理者と連携し、コスト縮減・事業のスピードアップに取り組みます。

管路の浅層埋設	小型ボックス活用埋設	角型多条電線管【FEP管】
 <p>現行より浅い位置に埋設</p>	 <p>小型化したボックス内にケーブルを埋設</p>	 <p>安価で弾性がある角形多条電線管を地下に埋設</p>

図 5-3 低コスト手法の種類
 (出典：国土交通省 HP)

③ 水害被害を受けにくい整備

浸水想定区域などにおいて地上機器が水没するなど水害被害が懸念される場合、想定される水深を考慮し、国などの新技術の動向等を踏まえ、電線管理者など関係者と協議し、水害被害を受けにくい整備の検討に取り組みます。

第6章 その他無電柱化の推進に関し総合的かつ迅速に推進するために必要な事項

1 住民理解の促進

無電柱化事業に対する住民の理解及び協力を得られるよう「無電柱化の日」（毎年11月10日）を活かした「広報ひらかた」等による広報・啓発活動の充実を図り、無電柱化の意義や効果をPRするなど、理解の促進を図ります。

また、事業着手の際には、関係する地域の住民等に対して事業内容等を説明するとともに、現地での工事広報板の設置や沿道の方々へのチラシ配布等現場状況などを勘案し、広く周知を行い、丁寧に対応しながら事業を実施していきます。

2 関係者間の連携強化

無電柱化事業が円滑に進むよう、道路管理者、交通管理者及び電線管理者等にて構成されている大阪府無電柱化地方部会（市町村部会）を活用し、無電柱化の対象道路や無電柱化の実施手法、実施時期等について協議・合意形成を図ります。また、国や大阪府と連携することで、低コスト手法や最新技術など無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本市の取り組みについて、国や大阪府、他地方公共団体との情報共有を図ります。

3 計画の進行管理

無電柱化を着実に進めるため、事業の進捗状況を適切に管理するとともに、実施状況及び上位計画や関連する計画の状況を踏まえて、計画の見直しの必要性等を検討します。

別 冊 参 考 資 料

無電柱化対象道路一覧表・位置図

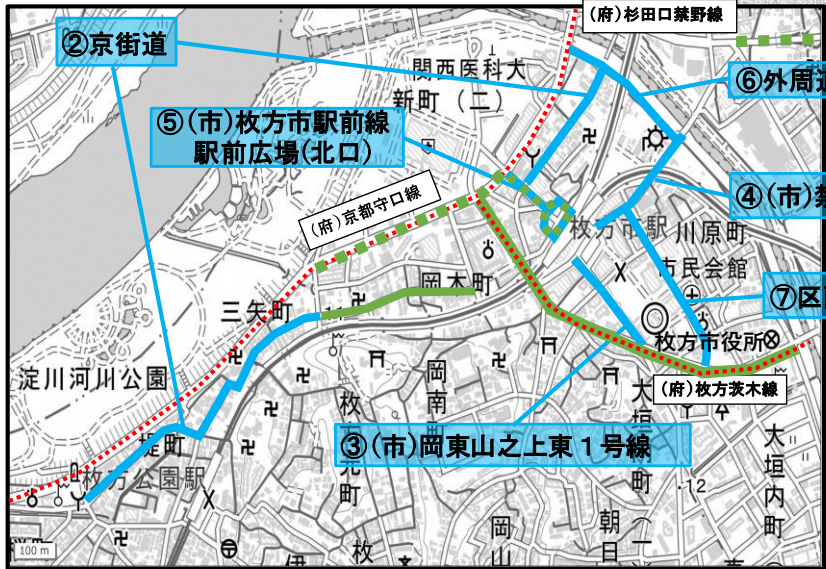
路線名等	区間	路線の位置づけ (関連事業等)	無電柱化 実施状況 (R5.3現在)	対象道路の考え方 ^{※1}				整備延長 ^{※2}	備考
				(1)防災	(2)安全	(3)景観	(4)12条		
① 市道 枚方藤阪線	山田池公園(後方支援拠点) ～ 国道田口南交差点	広域緊急交通路		○				約0.6km	国道1号の無電柱化に併せて着手
② 京街道 新町岡本町1号線 岡本町伊加賀本町1号線・堤町3号線	天野川～(市)枚方市駅前線 三矢公園～枚方消防署伊加賀分室	京街道 都市再生緊急整備地域 街なみ環境整備事業				○		約0.98km	地域の機運の高まりや合意形成状況を踏まえて着手
③ 市道 岡東山之上東1号線	枚方市駅南口駅前広場 ～ 枚方市役所前	特定道路 都市再生緊急整備地域 市駅周辺再整備事業			○	○		約0.34km	市駅周辺再整備事業に併せて着手
④ 市道 禁野枚方線	枚方市駅南口駅前広場 ～ 天津橋	特定道路 都市再生緊急整備地域 市駅周辺再整備事業			○	○		約0.38km	市駅周辺再整備事業に併せて着手
⑤ 市道 枚方市駅前線 (駅前広場(北口)含む)	枚方市駅北口駅前広場 ～ ラポール枚方前	特定経路 都市再生緊急整備地域 市駅周辺再整備事業	○		○	○		約0.38km	
⑥ 外周道路	(市)禁野枚方線 ～ 府道 京都守口線	市駅周辺再整備事業 都市再生緊急整備地域			○	○		約0.05km	市駅周辺再整備事業に併せて着手
⑦ 区画道路(②、④街区)	(市)禁野枚方線 ～ 府道 枚方茨木線	市駅周辺再整備事業 都市再生緊急整備地域			○	○		約1km	市駅周辺再整備事業に併せて着手
⑧ 都市計画道路 北中振線	光善寺駅前広場 ～ 国道1号 中振交差点	光善寺駅西地区第一種 市街地再開発事業	○				○	約0.38km	
⑨ 市道 北中振1号線	北中振3丁目地内	光善寺駅西地区第一種 市街地再開発事業	○				○	約0.07km	
⑩ 市道 北中振13号線	北中振3丁目地内	光善寺駅西地区第一種 市街地再開発事業	○				○	約0.08km	

※1 対象道路の考え方：(1)都市防災の向上 (2)安全で快適な歩行空間の確保 (3)良好な都市景観の確保 (4)無電柱化法第12条に基づく整備

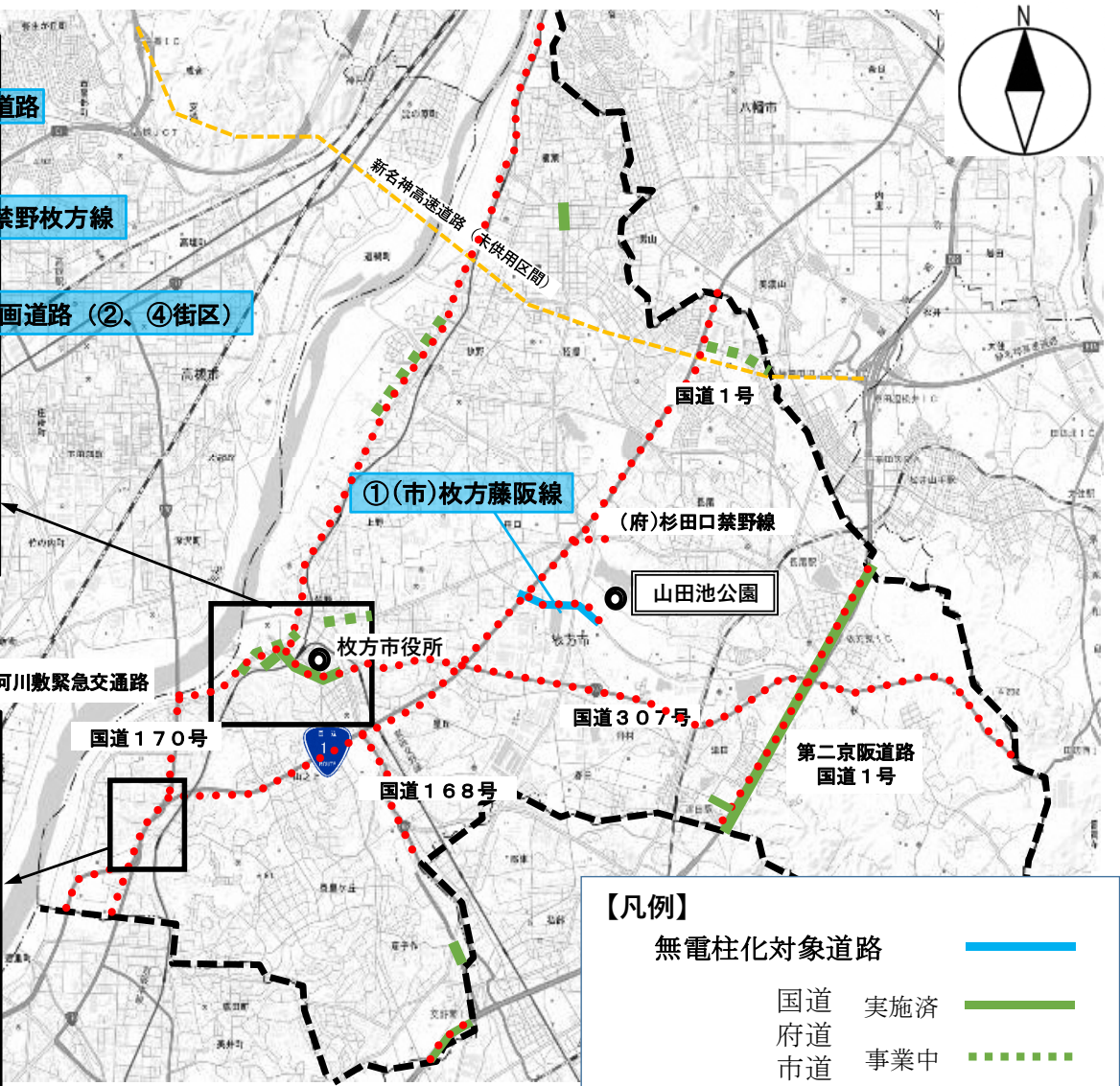
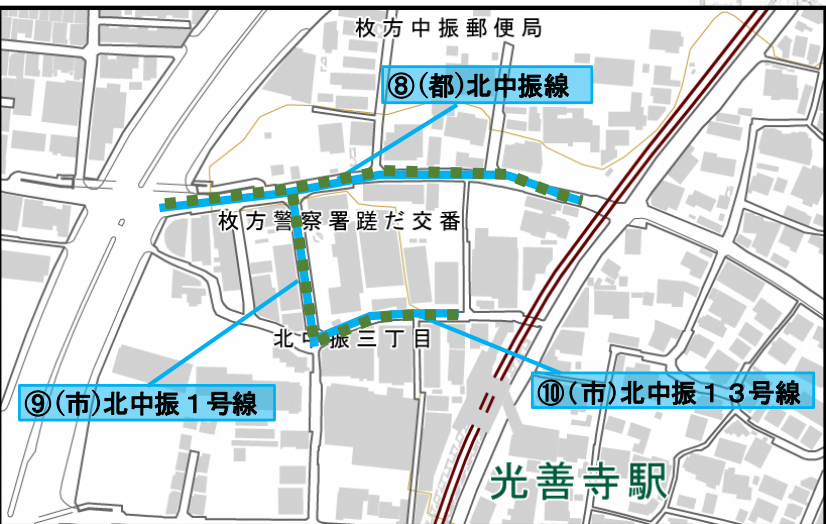
※2 整備延長：延長は見込みであり、詳細な設計や関係事業者との協議により変更となる場合があります。

なお、今後の市街地開発事業等によるまちづくりの具体化に伴い無電柱化事業を行う道路が明確になった際には、適宜本計画に追加する。

枚方市駅周辺地区：市街地再開発事業 など



光善寺駅西地区：市街地再開発事業



【凡例】

無電柱化対象道路	——
国道 実施済	——
府道 事業中	——
市道 事業中	——
広域緊急交通路	●●●●

関係法令など

●「無電柱化の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月施行）

（基本理念）

第二条 無電柱化の推進は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めつつ、行われるものとする。

2 無電柱化の推進は、国、地方公共団体及び第五条に規定する関係事業者の適切な役割分担の下に行われなければならない。

3 無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。

（都道府県無電柱化推進計画等）

第八条 都道府県は、無電柱化推進計画を基本として、その都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県無電柱化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、無電柱化推進計画（都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「市町村無電柱化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、関係電気事業者（その供給区域又は供給地点が当該 都道府県又は市町村の区域内にあるものに限る。）及び関係電気通信事業者（当該都道府県又は市町村の区域内において道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して電気通信 事業法第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）の意見を聴くものとする。

4 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

（無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等）

第十一条 国及び地方公共団体は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去）

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、

現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

●「道路法」

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第二号に掲げる場合にあっては、歩道の部分に限る。）の占有を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

●「道路法施行規則」（平成31年4月1日改正）

第4条の4の2 道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設ける場合における令第十一条の二第二項において準用する令第十一条第一項第一号に規定する公益上やむを得ないと認められる場所は、当該事業の実施と併せて当該電線を道路の地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所に限るものとする。

●「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占有の場所に関する技術的細目の取扱いについて」の運用上の留意事項について

3 地下埋設の困難性への該当性

「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」

- (1) 道路を掘削する工事を行う場合であっても、掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さの基準に照らして十分でない場所
- (2) 道路を掘削する工事の施工区間延長が、各地上機器の供給区間延長と整合しない場所
- (3) 関係事業者の予算の確保、設計等の準備に要する最低限必要な期間として、道路を掘削する工事着手の2年前までに道路を掘削する工事が実施される旨の通知がなされていない場所
- (4) (1) から (3) までに掲げる場所以外で、改正規則第4条の4の2第1項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」。次のアからウまでに掲げる箇所

- ア 道路の幅員が著しく狭く、電線を地下に埋設する空間が確保できない場所
- イ 既に地下に埋設されている占用物件等が多数あり、電線を地下に埋設する空間が確保できない場所
- ウ 災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶え、緊急的に電柱の地上への設置により、当該サービスの供給を確保する必要がある場所

用語解説

用語	説明
無電柱化	道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱を無くすこと。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。(国土交通省HPより引用)
広域緊急交通路	大阪府が、警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動(救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給)を迅速かつ的確に実施するため選定する道路。(大阪府地域防災計画より引用)
バリアフリー基本構想	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(重点整備地区)について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想。(国土交通省HPより引用)
特定道路	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、バリアフリー法)において、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの。(バリアフリー法より引用)
生活関連経路	バリアフリー法において、生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他施設)相互間の経路。(バリアフリー法より引用)
電線共同溝	電線の設置及び管理を行う 2 以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設。電線共同溝は、電線を収容する管路と特殊部からなり入溝する電線や地上機器は、電線管理者が整備する。 (電線共同溝の整備等に関する特別措置法より引用)
既存ストック活用方式	既に占用埋設されている、通信設備(管路・マンホール・ハンドホール)を活用した地中化手法。(電線共同溝設計基準(案)大阪府都市整備部より引用)
小型ボックス活用埋設	電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準の改定(平成 28 年 9 月施行)を受け、小型化したボックス内に電力ケーブルと通信ケーブルを埋設する手法。(無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)
管路の浅層埋設	管路等の埋設基準の緩和(平成 28 年 4 月施行)を受け、従来よりも浅い位置に管路等を埋設する手法。(無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)

地上機器	無電柱化した際、地上部に設置される機器の総称。多回路開閉器や変圧器（トランス）、低圧分岐装置など。（無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用）
大阪府無電柱化地方部会	大阪府において、道路管理者、警察、電気事業者、通信事業者、有線放送事業者等から構成されている部会であり、無電柱化推進のための各種調整を行っている。（無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用）
電線共同溝の整備等に関する特別措置法	電線共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、電線共同溝の整備等を行うことにより、当該道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とした法律。

枚方市無電柱化推進計画

2023. 3

発行：枚方市 土木部 土木政策課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL:050-7102-6505 / FAX:072-841-4605

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景

「都市防災の向上」や「安全で快適な歩行空間の確保」などの観点に加え、枚方市駅周辺をはじめとする市街地開発事業によるまちづくりの具体化が進められている状況を踏まえ、無電柱化の推進に関する方針などを定めた枚方市無電柱化推進計画を策定することで、効率的で計画的な無電柱化を推進します。

第2章 無電柱化の目的と課題

1. 無電柱化の目的

(1) 都市防災の向上

自然災害時に電柱倒壊による道路閉塞が発生すれば、避難や物資輸送等に支障が生じます。災害時、緊急車両の通行機能の確保は極めて重要であり、無電柱化を推進することで都市防災機能が向上します。



(2) 安全で快適な歩行空間の確保

電柱は、歩行者等の安全で快適な通行を妨げる恐れがあり、無電柱化を推進することは、誰もが安全で移動しやすい歩行空間が確保されるなど、バリアフリーの観点においても重要です。



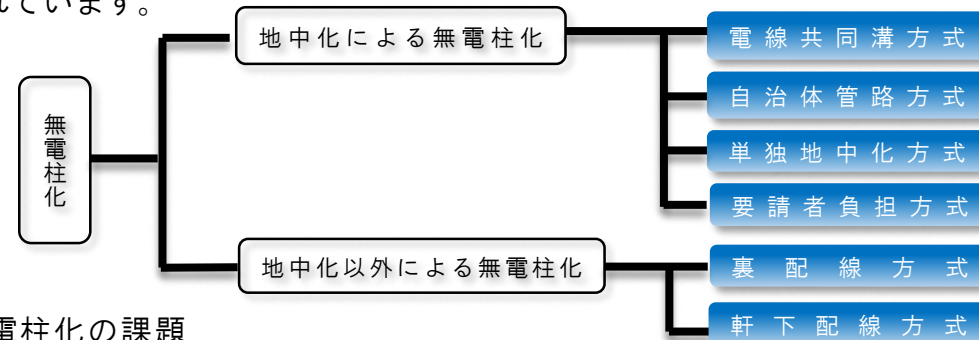
(3) 良好な都市景観の確保

景観の阻害要因となる電柱や電線をなくすことで、良好な景観が形成され、まちの魅力向上につながります。



2. 無電柱化の整備手法

無電柱化の整備手法は以下のように大別されます。なお、電線共同溝方式については、道路管理者が無電柱化を実施する際の主な整備手法として、採用されています。



3. 無電柱化の課題

- ✓課題1：整備コストが高い
- ✓課題2：事業の長期化
 - ・限られたスペースの中での管路埋設の位置及び地上機器設置場所等の確保や、その設置に伴う地域住民等との合意形成に時間を要します。

第3章 無電柱化の推進に関する基本方針・計画期間

1. 基本方針

- ✓行政計画等を踏まえて対象道路を選定し、計画的に無電柱化を推進します。
- ✓無電柱化法第2条の理念のもと、市民や関係者の協力を得て、無電柱化の推進を図ります。

2. 計画期間

2023(令和5)年度から2032(令和14)年度までの10年間 ※概ね5年後に中間見直し

第4章 無電柱化の推進に関する目標

1. 対象道路の考え方

無電柱化の目的や基本方針などを踏まえ、以下の考え方に基づき対象道路を選定します。

(1) 都市防災の向上

- ・広域緊急交通路(市管理道路)

(2) 安全で快適な歩行空間の確保

- ・「枚方市バリアフリー基本構想」に基づく特定道路や生活関連経路のうち、(3)良好な都市景観の確保との相乗効果が図れる道路

(3) 良好な都市景観の確保

- ・景観重点区域内の歴史的環境整備ゾーンに位置し、歴史的景観や観光にぎわいの創出に寄与する道路
- ・都市再生緊急整備地域として指定されている枚方市駅周辺地区の市街地開発事業の無電柱化と併せて一体的に整備することが効率的・効果的な道路

(4) 無電柱化法第12条に基づく整備

- 道路の新設、改築又は修繕に関する事業並びに市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される区域(影響範囲を含む)の道路

2. 対象道路・目標

- ✓対象道路の考え方に基づき、無電柱化を行う道路を選定します。(次ページ以降に記載)
- ✓現在無電柱化事業を実施している道路については、本計画期間内での整備完了を目標とします。
- ✓その他の道路については、計画期間内での事業着手を目標としますが、関連事業の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて適宜目標を見直します。

第5章 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 占用制度の運用について

緊急輸送道路などを対象に、電線管理者等関係者と協議の上、新設電柱の占用制限を実施します。

2. コスト縮減・事業のスピードアップ

- ✓既存ストックを活用することで、埋設物の移設を回避するなど、効率的な整備に取り組みます
- ✓国の動向や大阪府の取り組みなどを注視しながら、低コスト手法の活用などコスト縮減・事業のスピードアップに取り組みます。

3. 水害被害を受けにくい整備

国などの新技術の動向等を踏まえ、電線管理者など関係者と協議し、水害被害を受けにくい整備の検討に取り組みます。

第6章 その他無電柱化の推進に関し総合的かつ迅速に推進するために必要な事項

1. 住民理解の促進

無電柱化の効果のPRなどによる理解促進や事業着手時における広い周知や丁寧な説明を行います。

2. 関係者間の連携強化

大阪府無電柱化地方部会(市町村部会)を活用し、国や大阪府などとの連携や情報共有を図ります。

3. 計画の進行管理

実施状況及び上位計画等の状況を踏まえて、計画の見直しの必要性等を検討します。

■無電柱化対象道路・位置図

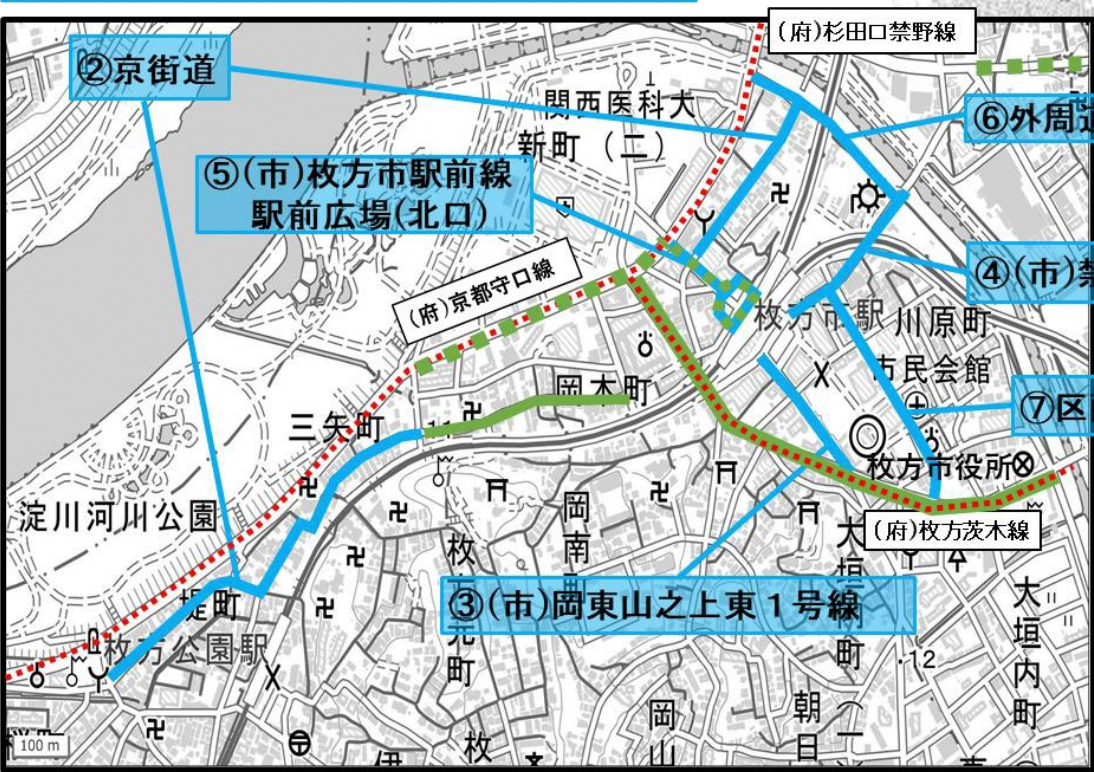
路線名等	区間	路線の位置づけ (関連事業等)	無電柱化 実施状況 R5.3現在	対象道路の考え方※1				整備延長※2	備考
				(1)防災	(2)安全	(3)景観	(4)12条		
① 市道 枚方藤阪線	山田池公園(後方支援拠点) ～ 国道田口南交差点	広域緊急交通路		○				約0.6km	国道1号の無電柱化に併せて着手
② 京街道 新町岡本町1号線 岡本町伊加賀本町1号線・堤町3号線	天野川～(市)枚方市駅前線 三矢公園～枚方消防署伊加賀分室	京街道 都市再生緊急整備地域 街なみ環境整備事業				○		約0.98km	地域の機運の高まりや合意形成状況を踏まえて着手
③ 市道 岡東山之上東1号線	枚方市駅南口駅前広場 ～ 枚方市役所前	特定道路 都市再生緊急整備地域 市駅周辺再整備事業			○	○		約0.34km	市駅周辺再整備事業に併せて着手
④ 市道 禁野枚方線	枚方市駅南口駅前広場 ～ 天津橋	特定道路 都市再生緊急整備地域 市駅周辺再整備事業			○	○		約0.38km	市駅周辺再整備事業に併せて着手
⑤ 市道 枚方市駅前線 (駅前広場(北口)含む)	枚方市駅北口駅前広場 ～ ラポール枚方前	特定経路 都市再生緊急整備地域 市駅周辺再整備事業	○		○	○		約0.38km	
⑥ 外周道路	(市)禁野枚方線 ～ 府道 京都守口線	市駅周辺再整備事業 都市再生緊急整備地域				○	○	約0.05km	市駅周辺再整備事業に併せて着手
⑦ 区画道路(②、④街区)	(市)禁野枚方線 ～ 府道 枚方茨木線	市駅周辺再整備事業 都市再生緊急整備地域				○	○	約1km	市駅周辺再整備事業に併せて着手
⑧ 都市計画道路 北中振線	光善寺駅前広場 ～ 国道1号 中振交差点	光善寺駅西地区第一種 市街地再開発事業	○				○	約0.38km	
⑨ 市道 北中振1号線	北中振3丁目地内	光善寺駅西地区第一種 市街地再開発事業	○				○	約0.07km	
⑩ 市道 北中振13号線	北中振3丁目地内	光善寺駅西地区第一種 市街地再開発事業	○				○	約0.08km	

※1 対象道路の考え方：(1)都市防災の向上 (2)安全で快適な歩行空間の確保 (3)良好な都市景観の確保 (4)無電柱化法第12条に基づく整備

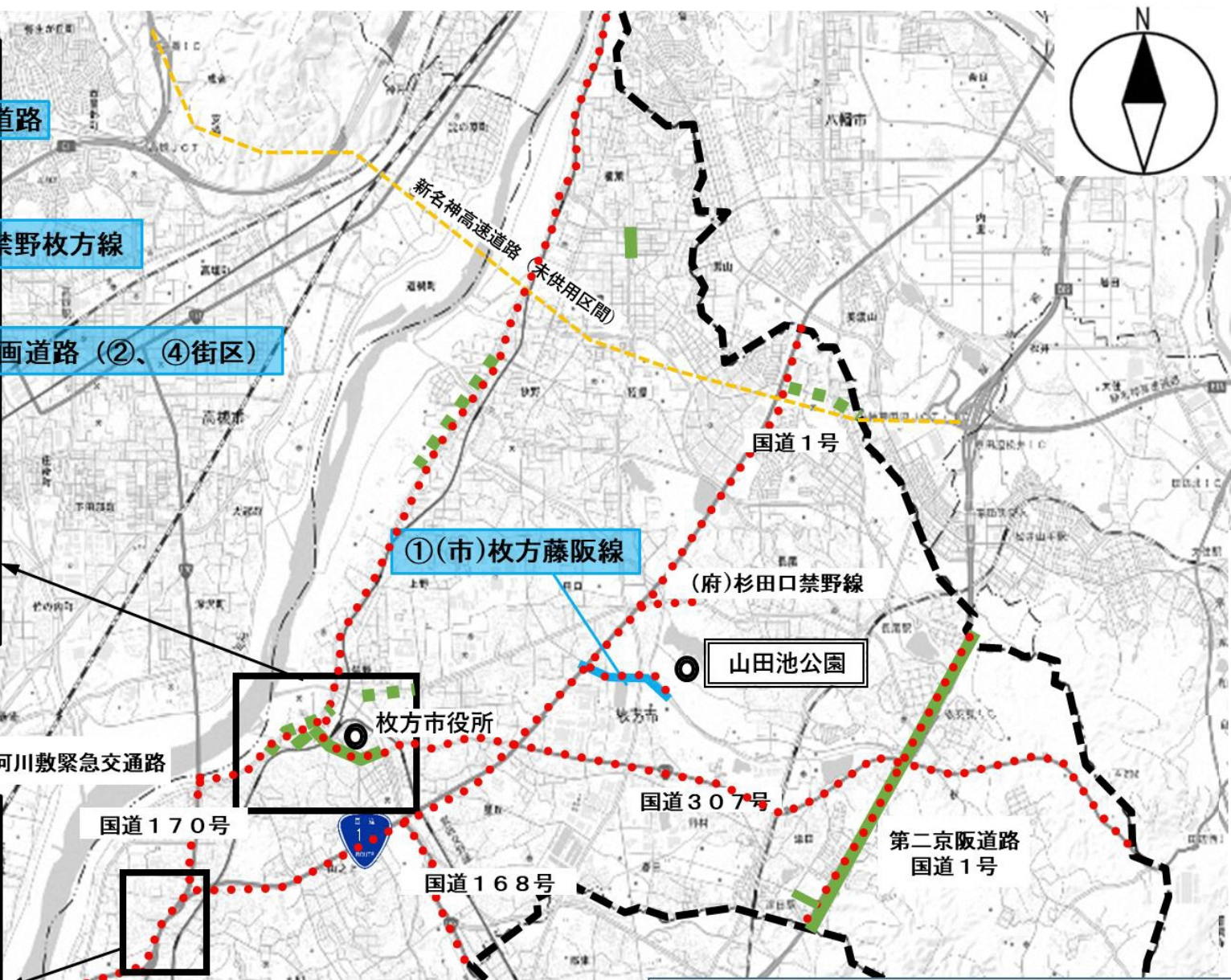
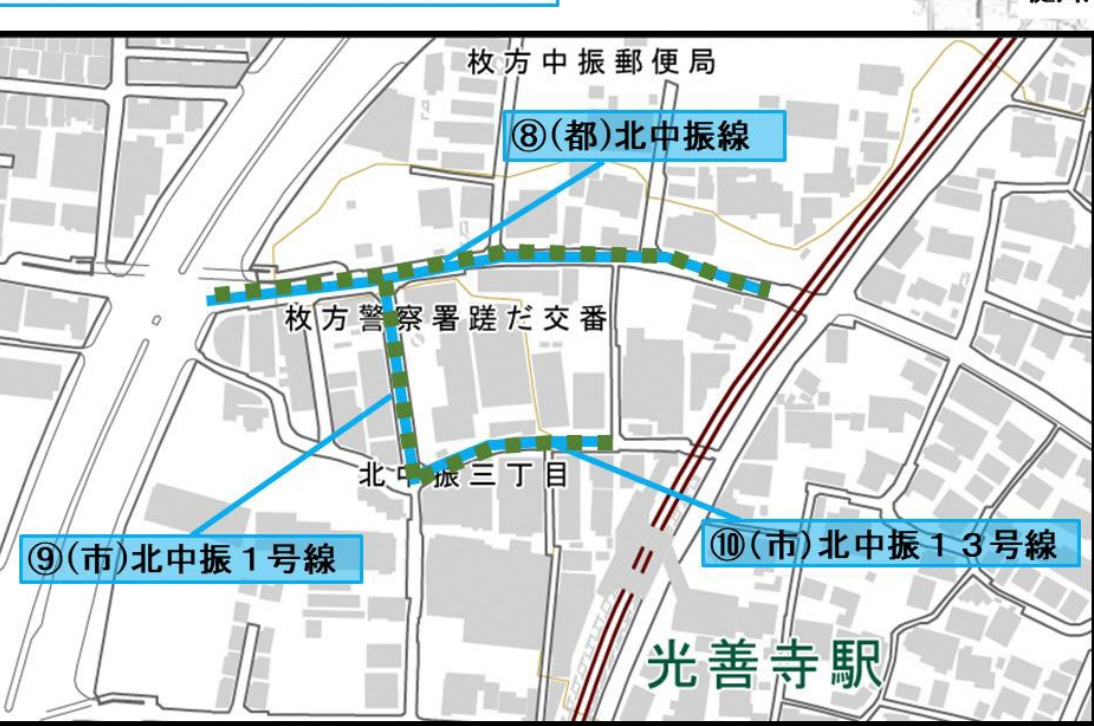
※2 整備延長：延長は見込みであり、詳細な設計や関係事業者との協議により変更となる場合があります。

なお、今後の市街地開発事業等によるまちづくりの具体化に伴い無電柱化事業を行う道路が明確になった際には、適宜本計画に追加する。

枚方市駅周辺地区:市街地再開発事業 など



光善寺駅西地区:市街地再開発事業



【凡例】

無電柱化対象道路	— (Blue solid line)
国道 実施済	— (Green solid line)
府道 事業中	- - - (Green dashed line)
市道 事業中	⋯ (Green dotted line)
広域緊急交通路	⋯ (Red dotted line)

「枚方市無電柱化推進計画（案）」

に関するご意見を募集します

災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、平成 28 年（2016 年）12 月に無電柱化の推進に関する法律が施行されました。これに伴い、道路事業や市街地開発事業等の実施に際しては、技術上困難と認められる場合を除き、道路内への新たな電柱の設置が禁止されるなど、無電柱化が推進されてきましたが、近年、災害の激甚化・頻発化による「都市防災の向上」や高齢者の増加等による「安全で快適な歩行空間の確保」などの観点から無電柱化の必要性が高まっています。

この法律の第 8 条では、市町村は、国及び都道府県がそれぞれ定める無電柱化推進計画を基本として、市町村における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱化推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

枚方市においては「都市防災の向上」や「安全で快適な歩行空間の確保」などの観点に加え、枚方市駅周辺をはじめとする市街地開発事業によるまちづくりの具体化が進められている状況を踏まえ、市内において効率的で計画的に無電柱化を推進できるよう無電柱化の推進に関する基本方針などを定めた、枚方市無電柱化推進計画（案）を作成しました。

この内容について市民の皆さまのご意見をお伺いするため、パブリックコメントを実施します。お寄せいただいたご意見は、本計画策定の参考にさせていただくとともに、市の考え方を付して、市ホームページで公表いたします。

なお、本計画案は、市ホームページで掲載しているほか、行政資料コーナー（別館 6 階）及び、意見回収箱の設置場所にて公開しています。

【意見の募集期間及び結果公表時期】

募集期間：令和 4 年（2022 年）12 月 7 日（水）～令和 4 年（2022 年）12 月 26 日（月）

結果公表：令和 5 年（2023 年）3 月下旬予定

【今後のスケジュール】

令和 5 年（2023 年）3 月下旬 枚方市無電柱化推進計画の策定・公表

【意見の提出方法】

1. 公共施設等に設置している意見回収箱に投函される場合

意見提出用紙に必要事項をご記入の上、公共施設等に設置している「意見回収箱」に投函してください。

<意見回収箱の設置場所>

（担当課）土木政策課（枚方市役所第二分館 2 階）、
市役所本館（1 階：受付）、市役所別館（1 階：受付）、
各支所（津田支所、香里ヶ丘支所、北部支所）、各生涯学習市民センター

2. 市ホームページの入力フォームの場合

パブリックコメント専用サイトの入力フォームに必要事項をご記入の上、送信してください。

3. 郵送・ファクス・電子メールの場合

意見提出用紙に必要事項をご記入の上、以下の宛先まで送付してください。

送付先	枚方市 土木部 土木政策課
住所	〒573-8666 枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号
ファクス	072-841-4605
メール	dseisaku@city.hirakata.osaka.jp

【対象者】

本市在住・在職・在学の方及び本市で活動している個人並びに本市において活動している団体及び事業者等です。

【注意事項】

- ・電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・「氏名または団体名」、「住所または所在地」、「電話番号またはファクス番号」が明記されていない場合は、ご意見を受付できません。また、ご意見の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をあわせてご記入ください。
- ・公表する内容は、ご意見の要旨と市の考え方です。氏名・住所等の個人情報や特定の個人が識別しうる記述等は公表しません。また、類似のご意見等につきましては、まとめて公表する場合があります。
- ・ご意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先 枚方市 土木部 土木政策課 電話 050-7102-6505

意見提出用紙

枚方市無電柱化推進計画（案）についてのパブリックコメント

ご記入欄

1. 氏名または団体名（フルネームでご記入ください）（必須項目）

2. 住所または所在地（必須項目）

3. 電話番号またはファクス番号（必須項目）

4. ご意見をご記入ください

※個人情報の取り扱いにつきましては、枚方市個人情報保護条例に基づき適正な管理を行います。
また、記入事項のもれ、虚偽の情報など不適切な記述が認められる場合には、原則受付できません。